川口市電子入札の拡大試行における実施方針

令和７年４月１日

川口市理財部契約課

１　建設部局（建設部、都市計画部、都市整備部）等が建設工事入札参加資格者または設計・調査・測量、土木施設維持管理入札参加資格者名簿に登録のある事業者へ発注する業務委託については、一部の実施困難な案件を除いて、段階的に電子入札の対象として拡大し運用します。

２　試行期間を通じて、電子入札の運用上の課題の抽出・検証を行い、本格導入に向けて受発注者双方への普及・啓発を行い、建設部局以外の部局においても電子入札の推進を図ります。

３　電子入札の拡大試行期間については、令和４年４月から当面の間とします。

○川口市電子入札の拡大試行における実施方針の策定について

　電子入札は、国の「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」において導入が推奨されており、受発注者双方の利便性向上、機械的判断によるヒューマンエラーの防止のほか、コロナ禍による三密の回避など様々なメリットがあります。

本市は、建設部局等が実施している従来の紙入札を、試行的に埼玉県電子入札共同システムによる発注対象として電子入札を実施することとし、将来的な電子入札の本格導入に向けて、試行的運用を通じて抽出された電子入札の運用上の課題を検証するため、川口市電子入札の拡大試行における実施方針を策定しました。